

静岡県告示第270号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

別表7の項事業細目の欄中「3 接続路整備」を「3 接続路整備
4 機能回復」に改め、同項補助率の欄中

「
2 作業ポイント
整備及び接続路
整備にあつて
は、事業費の10
分の6以内（過
疎地域及び振興
山村で行うもの
にあつては、事
業費の10分の6.5
以内）」
を
「
2 作業ポイント
整備及び接続路
整備にあつて
は、事業費の10
分の6以内（過
疎地域及び振興
山村で行うもの
にあつては、事
業費の10分の6.5
以内）」
に改め、同表12の項経費の欄2中「静岡県林業事業体改善計画
3 機能回復のう
ち林業生産基盤
整備道又は林業
専用道に係るも
のにあつては事
業費の10分の
5、山村強靱化
林道に係るもの
にあつては事業
費の10分の3
」

認定要領（平成9年3月31日付け林政第1388号林業・水産部長通知）に規定する認定事業主」を「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する認定事業主（以下「認定事業主」という。）及び林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に規定する育成経営体（以下「育成経営体」という。）」に改め、同項事業細目の欄中「4 森林作業道開設事業」を

「4 森林作業道開設事業

- (1) 高規格作業道 に改め、同項補助率の欄中「当たり」の次に「高規格作業道にあつては25,000
- (2) 中規格作業道 」

円、中規格作業道にあつては」を加え、同項事業の内容の変更の欄中「又は全幅員」を削り、「当該事業費

が」の次に「高規格作業道にあつては25,000円、中規格作業道にあつては」を加え、同表21の項経費の欄2中「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき林業事業体改善計画を知事に認定されている事業主（以下「認定事業主」という。）及び林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に規定する育成経営体（以下「育成経営体」という。）」を「認定事業主及び育成経営体」に改め、同表22の項経費の欄中「及び育成経営体」を「、育成経営体及び森林経営計画策定者」に改め、同表26の項を削り、同表27の項を同表26の項とし、同表28の項経費の欄2中「及び3」を削り、同項事業細目の欄中3を削り、同項補助率の欄中3を削り、同項を同表27の項とし、同表29の項及び30の項を削り、同表31の項を同表28の項とし、同表32の項を削り、同表に次のように加える。

<p>29 森林認証 推進総合対 策事業</p>	<p>森林組合等、認定 事業主、森林経営 計画策定者、民間 事業者及び育成経 営体が事業細目の 欄に掲げる1から 3までの事業を行 うのに要する経費</p>	<p>1 集約化 2 基盤整備 (1) 高規格作業道整備 (2) 索道設置・撤去 (3) 接続道保護 3 J-クレジット制度 のプロジェクト登録申 請</p>	<p>1 集約化にあつ ては、事業費の 10分の10以内と し、集約された 森林の所有者1 人当たり20,000 円を限度とす る。 2 基盤整備につ いて (1) 高規格作業 道整備にあつ ては、事業費 の10分の10以 内とし、施行 延長1メート ル当 たり 25,000円を限 度とする。 (2) 索道設置・ 撤去にあつて は、事業費の 10分の10以内 とし、索道設 置は整備延長 1メートル当 たり1,900円、 索道撤去は整</p>	<p>事業費の増 額又は30パ ーセントを 超える減額</p>	<p>1 事業細 目の新設 又は廃止 2 施行箇 所の変更</p>
----------------------------------	--	---	--	---	---

			<p>備延長1メートル当たり900円を限度とする。</p> <p>(3) 接続道保護にあつては、事業費の10分の10以内とし、1箇所当たり50万円を限度とする。</p> <p>3 J-クレジット制度のプロジェクト登録申請にあつては、事業費の10分の8以内とし、1件当たり90万円を限度とする。</p>	
--	--	--	--	--

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。